

寄付金に対する税制上の優遇措置について

ご寄付いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

[個人の場合]

●所得税の控除

個人が公益財団法人報徳福運社にご寄付した場合の税制上の優遇措置には、**税額控除制度**と**所得控除制度**の二通りの方法があります。どちらか有利な方を選択していただき、確定申告の際に必要な書類を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の控除を受けることができます。

また、東京都と神奈川県にお住まいの方には個人住民税の寄付金控除の適用があります。

税額控除制度

所得税控除額＝（当該年中に支出した寄付金額－2千円）×40%

※1 控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

※2 所得税控除額は、その年の所得税額の25%上限となります。

この税額控除制度は、寄付金額を基準に算出した控除額を年間の所得税額から直接控除するため小口の寄付に減税効果が大きい制度です。

確定申告に必要な書類

・「税額控除に係る証明書」の写し、公益財団法人報徳福運社発行の受領証

所得控除制度

所得控除額＝当該年中に支出した寄付金額－2千円

※1 控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

この所得控除制度は、所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方に減税効果が大きい制度です。

確定申告に必要な書類

公益財団法人報徳福運社発行の受領証

●住民税の寄付金控除（東京都と神奈川県にお住まいの方のみ）

1 公益財団法人報徳福運社に寄付をいただいた年の翌年1月1日の住所が、都道府県（東京都、神奈川県）、市区町村（相模原市）の方が対象となります。

2 住民税の控除額＝（寄付金額（※）－2千円）×控除率

※ 総所得金額の30%が上限となります。

控除率 都道府県の指定 4%（東京都、神奈川県）

市区町村の指定 6%（相模原市）

双方指定の場合は10%

- 3 所得税の確定申告を行うことにより、住民税の控除が受けられます。
所得税の確定申告をしない場合は、市区町村で住民税の申告を行うこととなります。

詳細については下記までにお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- | | | |
|-----------------|----|--------------|
| ・東京都主税局課税部課税指導課 | 電話 | 03-5388-2956 |
| ・神奈川県課税課 | 電話 | 045-210-1111 |
| ・相模原県税事務所直税課 | 電話 | 042-745-1111 |

[法人の場合]

法人様からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては特定寄付金と受配者指定寄付金とがあります。

特定寄付金

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

申告に必要な書類

- ・公益財団法人報徳福運社発行の受領証

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 = (①資本基準額 + ②所得基準額) × 1/2

① 資本基準額 = 資本金額 (期末資本金額 + 期末資本積立金額)

× 事業年度月数 / 12 ヶ月 × 3.75 / 1000

② 所得基準額 = 当期所得金額 × 6.25 / 100

税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。